

(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札説明書等の修正箇所

No	書類名	頁数	項目名	修正後	修正前
1	入札説明書	6	2 (12) イ 維持管理・運営費に 相当する対価	なお、維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の維持管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費、光熱水費等が含まれ、変動対価には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。	なお、維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の保守管理、清掃、警備及び備品調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費、光熱水費等が含まれ、変動対価には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している。
2	入札説明書	21	4 (3) サ (エ) 入札	(エ) 提出に関する留意点等 入札参加者は、見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を <u>除いた金額</u> を入札書に記載すること。	(エ) 提出に関する留意点等 入札参加者は、見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を <u>抜いた金額</u> を入札書に記載すること。
3	入札説明書	23	5 (1) 審査委員会の設置	委員長 安登 利幸 (亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 委員長) 委員 稲生 信男 (東洋大学 国際地域学部 教授) 委員 真鍋 雅史 (嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授) 委員 田中 延子 (淑徳大学 看護栄養学部 客員教授) 委員 林 立也 (千葉大学 大学院工学研究科 准教授) 委員 丹野 典和 (川崎市 教育委員会 教育環境整備推進室長) 委員 小田嶋 満 (川崎市 教育委員会 総務部教育改革推進担当部長)	委員長 安登 利幸 (亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 委員長) 委員 稲生 信男 (東洋大学 国際地域学部 教授) 委員 真鍋 雅史 (嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授) 委員 田中 延子 (淑徳大学 看護栄養学部 客員教授) 委員 湯澤 正信 (関東学院大学 建築・環境学部学部長 教授) 委員 丹野 典和 (川崎市 教育委員会 教育環境整備推進室長) 委員 芹澤 成司 (川崎市 教育委員会 学校教育部長)
4	入札説明書	24	5 (5) 審査結果の通知及び 公表	なお、落札者（構成員又は協力企業のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。	なお、落札者（構成員又は協力会社のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。
5	入札説明書	24 25	5 (5) 審査結果の通知及び 公表 6 (1) 基本協定の概要	協力企業	協力会社

		25 30 31	6(2) 特別目的会社の設立等 8(3)ア 参加表明書 8(3)イ 参加資格証明書																																																										
6	入札説明書	25	6(3) 仮契約の締結	市は、落札者と事業契約書(案)に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容、金額、支払方法等を定め、平成27年8月上旬を目処に仮契約を締結するものとする。仮契約は、当該契約に関する議案が平成27年川崎市議会第4回定例会の議決を経た後に本契約となる。 なお、契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。	市は、落札者(協力会社を除く。)と事業契約書(案)に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容、金額、支払方法等を定め、平成27年8月上旬を目処に仮契約を締結するものとする。仮契約は、当該契約に関する議案が平成27年川崎市議会第4回定例会の議決を経た後に本契約となる。 なお、契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者(協力会社を除く。)の負担とする。																																																								
7	入札説明書	30 31	8(3)イ 資格証明書	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類名</th> <th>提出対象者</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一級建築士事務所登録を証する書類</td> <td>設計企業 工事監理企業</td> <td>任意</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>設計実績を証する書類</td> <td>設計企業 工事監理企業</td> <td>様式 3-6</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>経営事項審査結果通知書の写し</td> <td>建設企業</td> <td>任意</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>調理業務及び運営の実績を証する書類</td> <td>運営企業</td> <td>様式 3-7</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>会社概要</td> <td>構成員(代表企業含む。)及び協力企業全て</td> <td>様式 3-8</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>誓約書</td> <td>実績を証する書類を提出した者</td> <td>様式 3-9</td> </tr> </tbody> </table>	書類名		提出対象者	様式	A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計企業 工事監理企業	任意	B	設計実績を証する書類	設計企業 工事監理企業	様式 3-6	C	経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	任意	D	調理業務及び運営の実績を証する書類	運営企業	様式 3-7	E	会社概要	構成員(代表企業含む。)及び協力企業全て	様式 3-8	F	誓約書	実績を証する書類を提出した者	様式 3-9	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類名</th> <th>提出対象者</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一級建築士事務所登録を証する書類</td> <td>設計企業 工事監理企業</td> <td>任意</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3(1)ウ(ア)に定める設計の実績を証する書類(契約書の写し等)</td> <td>設計企業 工事監理企業</td> <td>様式 3-6</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>経営事項審査結果通知書の写し</td> <td>建設企業</td> <td>任意</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>3(1)ウ(イ)bに定める業務遂行の実績を証する書類(契約書の写し等)</td> <td>運営企業</td> <td>様式 3-7</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>会社概要</td> <td>構成員(代表企業含む。)及び協力会社全て</td> <td>様式 3-8</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>誓約書</td> <td>実績を証する書類を提出した者</td> <td>様式 3-9</td> </tr> </tbody> </table>	書類名		提出対象者	様式	A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計企業 工事監理企業	任意	B	3(1)ウ(ア)に定める設計の実績を証する書類(契約書の写し等)	設計企業 工事監理企業	様式 3-6	C	経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	任意	D	3(1)ウ(イ)bに定める業務遂行の実績を証する書類(契約書の写し等)	運営企業	様式 3-7	E	会社概要	構成員(代表企業含む。)及び協力会社全て	様式 3-8	F	誓約書	実績を証する書類を提出した者	様式 3-9
書類名		提出対象者	様式																																																										
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計企業 工事監理企業	任意																																																										
B	設計実績を証する書類	設計企業 工事監理企業	様式 3-6																																																										
C	経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	任意																																																										
D	調理業務及び運営の実績を証する書類	運営企業	様式 3-7																																																										
E	会社概要	構成員(代表企業含む。)及び協力企業全て	様式 3-8																																																										
F	誓約書	実績を証する書類を提出した者	様式 3-9																																																										
書類名		提出対象者	様式																																																										
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計企業 工事監理企業	任意																																																										
B	3(1)ウ(ア)に定める設計の実績を証する書類(契約書の写し等)	設計企業 工事監理企業	様式 3-6																																																										
C	経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	任意																																																										
D	3(1)ウ(イ)bに定める業務遂行の実績を証する書類(契約書の写し等)	運営企業	様式 3-7																																																										
E	会社概要	構成員(代表企業含む。)及び協力会社全て	様式 3-8																																																										
F	誓約書	実績を証する書類を提出した者	様式 3-9																																																										

8	入札説明書	3 2	8 (5) イ (エ) 維持管理業務提案書	建築物・建築設備・ <u>付帯施設維持管理業務</u> (様式10-3) 調理設備・ <u>食器食缶等</u> ・ <u>施設備品等維持管理業務</u> (様式10-4) 清掃業務・警備業務 (様式10-5)	建築物、 <u>建築設備</u> 、 <u>付帯施設維持管理業務提案書</u> (様式10-3) 調理設備、 <u>施設備品等維持管理業務提案書</u> (様式10-4) 清掃・警備業務 <u>提案書</u> (様式10-5)																
9	入札説明書	3 4	9 (3) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用	(3) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用 市とSPCとの間で締結する事業契約は、川崎市契約条例第7条第1項に定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じた扱いとする。本事業の事業契約書には、特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じて、作業報酬の支払いについて、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める。 <u>詳細については事業契約書(案)を参照すること。</u>	(3) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用 市とSPCとの間で締結する事業契約は、川崎市契約条例第7条第1項に定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じた扱いとする。本事業の事業契約書には、特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じて、作業報酬の支払いについて、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める。																
10	要求水準書	9	1 (6) イ 適用すべき要綱・基準類等	・市建築物における環境配慮標準 (【添付資料10】参照) ・川崎市有施設シックハウス対策ガイドライン ・ <u>公共空間景観形成ガイドライン (川崎市まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課)</u>	・市建築物における環境配慮標準 (【添付資料10】参照) ・川崎市有施設シックハウス対策ガイドライン (追加)																
11	要求水準書	1 2	2 (3) イ [諸室の構成表]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>必要とする機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>給食エリア</td> <td>汚染作業区域</td> <td>肉魚類荷受・検収室、野菜類他荷受・検収室、泥落とし室、食品庫、計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、新油庫、廃油庫、残渣処理室等、器具洗浄室、貯米庫、荷受プラットフォーム等</td> </tr> </tbody> </table>	区分			必要とする機能	本体施設	給食エリア	汚染作業区域	肉魚類荷受・検収室、野菜類他荷受・検収室、泥落とし室、食品庫、計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、新油庫、廃油庫、残渣処理室等、器具洗浄室、貯米庫、荷受プラットフォーム等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>必要とする機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>給食エリア</td> <td>汚染作業区域</td> <td>肉魚類荷受・検収室、野菜類他荷受・検収室、泥落とし室、食品庫、計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、新油庫、廃油庫、残渣処理室等、器具洗浄室、貯米庫、荷受プラットフォーム等</td> </tr> </tbody> </table>	区分			必要とする機能	本体施設	給食エリア	汚染作業区域	肉魚類荷受・検収室、野菜類他荷受・検収室、泥落とし室、食品庫、計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、新油庫、廃油庫、残渣処理室等、器具洗浄室、貯米庫、荷受プラットフォーム等
区分			必要とする機能																		
本体施設	給食エリア	汚染作業区域	肉魚類荷受・検収室、野菜類他荷受・検収室、泥落とし室、食品庫、計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、新油庫、廃油庫、残渣処理室等、器具洗浄室、貯米庫、荷受プラットフォーム等																		
区分			必要とする機能																		
本体施設	給食エリア	汚染作業区域	肉魚類荷受・検収室、野菜類他荷受・検収室、泥落とし室、食品庫、計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、新油庫、廃油庫、残渣処理室等、器具洗浄室、貯米庫、荷受プラットフォーム等																		

12	要求水準書	40	3(3)ケ	ケ 本事業の紹介及び給食情報掲載ホームページの作成及び運営事業者は、関係者や市民等に本事業及び給食情報を分かりやすく紹介するため、使いやすいホームページを作成する。コンテンツの内容、掲載情報、更新等については、市と協議の上、運用する。	ケ 本事業の紹介及び給食情報掲載ホームページの作成及び運営事業者は、 <u>市から要請があった場合</u> 、関係者や市民等に本事業及び給食情報を分かりやすく紹介するため、使いやすいホームページを作成する。コンテンツの内容、掲載情報、更新等については、市と協議の上、運用する。																
13	要求水準	50	4(6)ア	ア業務対象 事業者は、食器食缶等及びコンテナ・食器かご等の維持管理について、維持管理業務要求水準の総則に定めた維持管理業務仕様書及び計画書に基づき、業務を実施する。	ア業務対象 事業者は、食器食缶等の <u>保守管理</u> について、維持管理業務要求水準の総則に定めた維持管理業務仕様書及び計画書に基づき、業務を実施する。																
14	要求水準	59	5(1)ウ 業務実施体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> <th>担当業務内容</th> <th>資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生責任者</td> <td>1名以上</td> <td>・調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。</td> <td>・川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき、食品衛生責任者を設置すること。 ・食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者との兼任も可とする。なお、食品衛生責任者は、「学校給食衛生管理基準」(文科省)における、衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚労省)における衛生管理責任者を兼ねることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	役職	人数	担当業務内容	資格等	食品衛生責任者	1名以上	・調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。	・川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき、食品衛生責任者を設置すること。 ・食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者との兼任も可とする。なお、食品衛生責任者は、「学校給食衛生管理基準」(文科省)における、衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚労省)における衛生管理責任者を兼ねることとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> <th>担当業務内容</th> <th>資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生責任者</td> <td>1名以上</td> <td>・調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。</td> <td>・川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき、食品衛生責任者を設置すること。 ・食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者との兼任も可とする。なお、食品衛生責任者は、「学校給食衛生管理の基準」(文科省)における、衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚労省)における衛生管理責任者を兼ねることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	役職	人数	担当業務内容	資格等	食品衛生責任者	1名以上	・調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。	・川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき、食品衛生責任者を設置すること。 ・食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者との兼任も可とする。なお、食品衛生責任者は、「学校給食衛生管理の基準」(文科省)における、衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚労省)における衛生管理責任者を兼ねることとする。
役職	人数	担当業務内容	資格等																		
食品衛生責任者	1名以上	・調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。	・川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき、食品衛生責任者を設置すること。 ・食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者との兼任も可とする。なお、食品衛生責任者は、「学校給食衛生管理基準」(文科省)における、衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚労省)における衛生管理責任者を兼ねることとする。																		
役職	人数	担当業務内容	資格等																		
食品衛生責任者	1名以上	・調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生の業務全般について指導・管理する。	・川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき、食品衛生責任者を設置すること。 ・食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者との兼任も可とする。なお、食品衛生責任者は、「学校給食衛生管理の基準」(文科省)における、衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚労省)における衛生管理責任者を兼ねることとする。																		
15	要求水準	71	5(9)ア(ウ) 給食実施予定回数(想定)	<p>(ウ)給食実施予定回数(想定)</p> <p>今後、各学校との調整の中で変動する可能性もあるが、<u>給食実施予定回数の現時点の想定は以下のとおりである。</u></p> <p>川崎市では、各学校において、教育課程の編成に違いがあるため、<u>給食実施日は必ず全ての対象校へ給食を提供するわけではなく、一部学校のみへの給食提供となる日もあることに留意すること。</u></p>	<p>(ウ)給食実施予定回数(想定)</p> <p>(追加)</p>																

16	要求水準	7 6	5 (9) ク (オ) サービス提供状況の 報告	d 要求水準の未達により影響を受けた機能	d 要求水準 <u>水準</u> の未達により影響を受けた機能
17	様式集(ワード 様式)		様式一覧 (2)	(2) <u>入札説明書</u> 等に関する質問の際の提出書類	(2) <u>募集要項</u> 等に関する質問の際の提出書類
18	様式集(ワード 様式)		様式一覧 (5) イ (エ)	・(様式10-3) 建築物・建築設備・附帯施設 <u>維持</u> 管理業務 ・(様式10-4) 調理設備・食器食缶等・施設備品等 <u>維持</u> 管理業務	・(様式10-3) 建築物・建築設備・附帯施設 <u>保守</u> 管理業務 ・(様式10-4) 調理設備・食器食缶等・施設備品等 <u>保守</u> 管理業務
19	様式集(ワード 様式)	3	提案書類作成要領 4 (1) 様式7-5	・なお、基準金利設定方法の詳細については、 <u>事業契約書 (案)</u> を参照。	・なお、基準金利設定方法の詳細については、 <u>入札説明書別紙1「サー ビス購入料について</u> 」を参照。
20	様式集(ワード 様式)	3	提案書類作成要領 4 (1) 様式7-13	・平成29年度は、平成29年6月から8月までの開業準備期間3か月分 の費用を計上する。その際、計上する項目及び費用は、開業準備業務計 画(様式9-2)の内容との整合が確認できるように記載する。	・平成27年度は、平成29年6月から8月までの開業準備期間3か月分 の費用を計上する。その際、計上する項目及び費用は、開業準備業務計 画(様式9-2)の内容との整合が確認できるように記載する。
21	様式集(ワード 様式)	4	提案書類作成要領 4 (1) 様式7-13 ③	・食器食缶等 <u>維持</u> 管理業務、施設備品等 <u>維持</u> 管理業務には、更新(補充) にかかる費用も含めて計上する。	・食器食缶等 <u>保守</u> 管理業務、施設備品等 <u>保守</u> 管理業務には、更新(補充) にかかる費用も含めて計上する。
22	様式集(ワード 様式)	4	提案書類作成要領 4 (1) 様式7-14 3	・ただし、コンテナ・食器かご等 <u>維持</u> 管理、施設備品等 <u>維持</u> 管理の補充 (更新)にかかる費用は、本様式に計上せず、備品等調達・更新計算書 (様式7-15)に計上する。	・ただし、コンテナ・食器かご等 <u>保守</u> 管理、施設備品等 <u>保守</u> 管理の補充 (更新)にかかる費用は、本様式に計上せず、備品等調達・更新計算書 (様式7-15)に計上する。
23	様式集(ワード 様式)	5	提案書類作成要領 4 (1) 様式7-16 1	・金額は、様式7-16①には年度毎に計上し、様式7-16②には、 <u>事業 契約書 (案)</u> に定める算定方法に従い四半期毎に計上する。	・金額は、様式7-16①には年度毎に計上し、様式7-16②には、「 <u>入 札説明書 別紙1</u> 」に定める算定方法に従い四半期毎に計上する。
24	様式集(ワード 様式)	6	提案書類作成要領 4 (1) 様式7-17 ①	ii) 営業費用 ・「人件費」、「 <u>維持</u> 管理費」等の維持管理・運営に要する費用について は、維持管理・運営費計算書(様式7-13)との整合を図る。	ii) 営業費用 ・「人件費」、「 <u>保守</u> 管理費」等の維持管理・運営に要する費用について は、維持管理・運営費計算書(様式7-13)との整合を図る。
25	様式集(ワード 様式)		様式一覧(3) ア 様式3-1 様式3-2 様式3-3	協力 <u>企業</u>	協力 <u>会社</u>

			様式 7-3 様式 7-9														
26	様式集(ワード 様式)		様式 3-4 委任事項	1 <u>入札への参加表明</u> について 2 <u>入札参加資格確認申請</u> について 3 <u>入札辞退</u> について 4 <u>入札及び提案</u> について 5 <u>S P C 設立前の契約に関すること</u> について 6 <u>復代理人の選任並びに解任</u> について	1. 参加表明について 2. 参加辞退について 3. 事業提案について 4. <u>契約締結について (S P C 設立前まで)</u>												
27	様式集(ワード 様式)		様式 5-1	<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>拾億</td> <td>億</td> <td>～</td> </tr> </table>	金額	千億	百億	拾億	億	～	<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>百億</td> <td>拾億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>～</td> </tr> </table>	金額	百億	拾億	億	千万	～
金額	千億	百億	拾億	億	～												
金額	百億	拾億	億	千万	～												
28	様式集(ワード 様式)		様式 5-4	<p style="text-align: right;">(様式 5-4)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>川崎市長 _____ あて</p> <p>(委任者) 代表企業 _____ 所在地 商号又は名称 代表者名 _____ 印</p> <p>私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。</p> <p>(受任者) 代理人 住 所 氏 名 _____ 印</p> <p>1 委任事項 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業に係る入札及び復代理人選任に関する一切の権限</p> <p>2 受任者使用印鑑 </p>	(様式追加)												

29	様式集(ワード様式)		様式 6-1	平成 27 年 2 月 25 日付で市が公表した「(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業」について、入札説明書等に基づき必要書類を添付して事業提案書を提出します。	平成 27 年 2 月 25 日付で市が公表した「(仮称) 川崎市学校給食センター整備等事業」について、入札説明書等に基づき必要書類を添付して事業提案書を提出します。																												
30	様式集(ワード様式)		様式 6-2①	<table border="1"> <tr> <td>サービス購入料支払い 予定表(年度/四半期)</td> <td>様式 7-16</td> <td><u>2</u></td> <td>①、②各 1 枚とする *Microsoft Excel にて作成</td> </tr> </table>	サービス購入料支払い 予定表(年度/四半期)	様式 7-16	<u>2</u>	①、②各 1 枚とする *Microsoft Excel にて作成	<table border="1"> <tr> <td>サービス購入料支払い 予定表(年度/四半期)</td> <td>様式 7-16</td> <td><u>1</u></td> <td>*Microsoft Excel にて作成</td> </tr> </table>	サービス購入料支払い 予定表(年度/四半期)	様式 7-16	<u>1</u>	*Microsoft Excel にて作成																				
サービス購入料支払い 予定表(年度/四半期)	様式 7-16	<u>2</u>	①、②各 1 枚とする *Microsoft Excel にて作成																														
サービス購入料支払い 予定表(年度/四半期)	様式 7-16	<u>1</u>	*Microsoft Excel にて作成																														
31	様式集(ワード様式)		様式 6-2⑧	<table border="1"> <tr> <td>設計概要(面積、階数、駐車台数、内外装仕上表、他)</td> <td>様式任意</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造概要</td> <td>様式任意</td> <td>上限無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築設備(機械・電気)概要</td> <td>様式任意</td> <td>上限無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理設備概要</td> <td>様式任意</td> <td>上限無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置図(動線も記入する。)</td> <td>様式任意</td> <td>1</td> <td>縮尺 1/600 程度</td> </tr> </table>	設計概要(面積、階数、駐車台数、内外装仕上表、他)	様式任意	1		構造概要	様式任意	上限無し		建築設備(機械・電気)概要	様式任意	上限無し		調理設備概要	様式任意	上限無し		配置図(動線も記入する。)	様式任意	1	縮尺 1/600 程度	<table border="1"> <tr> <td>設計概要(面積、構造、階数、駐車台数、内外装仕上表、他)</td> <td>様式任意</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置図(動線も記入する。)</td> <td>様式任意</td> <td>1</td> <td>縮尺 1/600 程度</td> </tr> </table>	設計概要(面積、構造、階数、駐車台数、内外装仕上表、他)	様式任意	1		配置図(動線も記入する。)	様式任意	1	縮尺 1/600 程度
設計概要(面積、階数、駐車台数、内外装仕上表、他)	様式任意	1																															
構造概要	様式任意	上限無し																															
建築設備(機械・電気)概要	様式任意	上限無し																															
調理設備概要	様式任意	上限無し																															
配置図(動線も記入する。)	様式任意	1	縮尺 1/600 程度																														
設計概要(面積、構造、階数、駐車台数、内外装仕上表、他)	様式任意	1																															
配置図(動線も記入する。)	様式任意	1	縮尺 1/600 程度																														
32	様式集(ワード様式)		様式 7-11	○本事業の特徴に対する考え方について次の事項等を踏まえ、A 4・ <u>3</u> 枚以内に記述する。	○本事業の特徴に対する考え方について次の事項等を踏まえ、A 4・ <u>4</u> 枚以内に記述する。																												
33	様式集(ワード様式)		様式 10-4	調理設備・食器食缶等・施設備品等維持管理業務	調理設備・食器食缶等・施設備品等保守管理業務																												
34	様式集(ワード様式)		様式 12-5	・維持管理等の保全コスト縮減方策	・保守管理等の保全コスト縮減方策																												
35	様式集(ワード様式)		様式 13-3	コンテナ・食器かご等リスト	コンテナ・食器かご等リスト																												
36	様式集(ワード様式)		様式 13-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>食器食缶等名</th> <th>仕様(大きさ、材質 等)</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 食器かご</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(例) コンテナ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	食器食缶等名	仕様(大きさ、材質 等)	数量	(例) 食器かご			(例) コンテナ			<table border="1"> <thead> <tr> <th>食器食缶等名</th> <th>仕様(大きさ、材質 等)</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) トレイ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(例) 食器かご</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(例) コンテナ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	食器食缶等名	仕様(大きさ、材質 等)	数量	(例) トレイ			(例) 食器かご			(例) コンテナ									
食器食缶等名	仕様(大きさ、材質 等)	数量																															
(例) 食器かご																																	
(例) コンテナ																																	
食器食缶等名	仕様(大きさ、材質 等)	数量																															
(例) トレイ																																	
(例) 食器かご																																	
(例) コンテナ																																	

37	様式集(エクセル様式)		様式7-14	長期修繕計算書(考え方含む)	長期修繕計画書(考え方を含む)
38	様式集(エクセル様式)		様式7-17	※1 物価変動を除いた額を記述する。消費税及び地方消費税は、②資金収支計画書にて考慮し、税率を8%として適宜項目を設け計上する。	※1 消費税、物価変動を除いた額を記述する。
39	様式集(エクセル様式)		様式7-18	※1 物価変動を除いた額を記述する。消費税及び地方消費税は税率8%として、適宜項目を設けて計上する。	※1 消費税、物価変動を除いた額を記述する。
40	様式集(エクセル様式)		様式7-18	※7 「ネットキャッシュフロー(現在価値換算)」及び「元金返済前キャッシュフロー(現在価値換算)」は、「(参考)現在価値換算率(平成26年度基準)」を乗じて算定する。	※7 「ネットキャッシュフロー(現在価値換算)」及び「元金返済前キャッシュフロー(現在価値換算)」は、「(参考)現在価値換算率(平成27年度基準)」を乗じて算定する。
41	落札者決定基準	1	2(3) 審査体制	委員長 安登 利幸 (亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 委員長) 委員 稲生 信男 (東洋大学 国際地域学部 教授) 委員 真鍋 雅史 (嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授) 委員 田中 延子 (淑徳大学 看護栄養学部 客員教授) 委員 林 立也 (千葉大学 大学院工学研究科 准教授) 委員 丹野 典和 (川崎市 教育委員会 教育環境整備推進室長) 委員 小田嶋 満 (川崎市 教育委員会 総務部教育改革推進担当部長)	委員長 安登 利幸 (亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 委員長) 委員 稲生 信男 (東洋大学 国際地域学部 教授) 委員 真鍋 雅史 (嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授) 委員 田中 延子 (淑徳大学 看護栄養学部 客員教授) 委員 湯澤 正信 (関東学院大学 建築・環境学部学部長 教授) 委員 丹野 典和 (川崎市 教育委員会 教育環境整備推進室長) 委員 芹澤 成司 (川崎市 教育委員会 学校教育部長)
42	基本協定書		第2条第7項	(7)「入札説明書」とは、本事業の総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定に関し、平成27年2月25日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料(その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。)から、要求水準書を除いたものをいう。	(7)「入札説明書」とは、本事業の総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定に関し、平成27年2月25日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。

43	基本協定書		第4条第1項	第4条 落札者は、本協定締結後、平成●年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を川崎市内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者からその履歴事項証明（設立時の取締役、監査役及び会計監査人を設置する場合には <u>会計監査人を証明するもの</u> ）及びその定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、取締役、監査役及び会計監査人を設置する場合には <u>会計監査人の改選（再任を含む。）</u> がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。	第4条 落札者は、本協定締結後、平成●年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を川崎市内に設立し、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者からその履歴事項証明（設立時の取締役、監査役及び会計監査人を証明するもの）及びその定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。
44	基本協定書		第7条第1項	第7条 落札者は、本協定締結後速やかに、入札説明書に従い本事業に係る事業契約の仮契約を、事業予定者をして市との間で締結せしめるものとする。本件仮契約について、市は平成27年第4回定例会（9月）への議案提出を予定しているため、平成27年8月7日までに締結するものとする。	第7条 落札者は、本協定締結後速やかに、入札説明書に従い本事業に係る事業契約の仮契約を、事業予定者をして市との間で締結せしめるものとする。本件仮契約について、市は平成27年9月議会への議案提出を予定しているため、平成27年8月7日までに締結するものとする。
45	基本協定書		第7条第1項第4号	(4)代表企業、構成員若しくは協力企業の役員若しくは使用人について、事業契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。	(4)代表企業、構成員又は協力企業の役員又は使用人について、事業契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき、又は、代表企業、構成員若しくは協力企業の者又はそれらのいずれかの者の代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
46	事業契約書	8	第3条	12 事業者は、本件事業を行うにあたり、川崎市契約条例を遵守するため、別紙12に掲げる各条項に従わなければならない。	(追加)
47	事業契約書	9	第9条	3 事業者は、本件事業用地、本件施設、及び什器備品等に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費、その他の費用の追加的な支出を、その責任及び費用負担において行う。事業者はその費用を市に請求することはできない。	3 事業者は、本件事業用地、本件施設、及び什器備品等に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費、その他の費用の追加的な支出は事業者がその責任及び費用負担において行う。事業者はその費用を市に請求することはできない。

48	事業契約書	1 2	第 1 9 条	第 1 9 条 事業者は、以下の第 1 号及び第 2 号の契約保証金を市に納付する。事業者は、本施設の施設整備期間中の契約保証金として第 1 号に係る金額を本事業契約締結後速やかに納付し、 <u>開業準備・維持管理・運営期間中の契約保証金として第 2 号に係る金額を当該事業年度の維持管理・運営期間開始日までに納付する。</u>	第 1 9 条 事業者は、以下の第 1 号及び第 2 号の契約保証金を市に納付する。事業者は、本施設の施設整備期間中の契約保証金として第 1 号に係る金額を本事業契約締結後速やかに納付し、 <u>維持管理・運営期間中の契約保証金として第 2 号に係る金額を当該事業年度の維持管理・運営期間開始日までに納付する。</u>
49	事業契約書	1 2	第 1 9 条	(2) 維持管理・運營業務費（サービス購入料D＋サービス購入料E）の一事業年度に相当する額に消費税額及び地方消費税額を加算した額の 10%以上。 <u>ただし、開業準備開始初年度については、サービス購入料D及びサービス購入料Eの一事業年度に相当する額及びサービス購入料Cに相当する額に消費税及び地方消費税を加算した額の 10%以上。</u>	(2) 維持管理・運營業務費（サービス購入料D＋サービス購入料E）の一事業年度に相当する額に消費税額及び地方消費税額を加算した額の 10%以上。
50	事業契約書	2 7	第 5 0 条	第 5 0 条 事業者は、本件施設（以下、本条では什器備品等を含む。）の前 3 条に基づく変更起因する市又は事業者の <u>合理的な範囲</u> の増加費用及び損害を負担する。	第 5 0 条 事業者は、本件施設（以下、本条では什器備品等を含む。）の前 3 条に基づく変更起因する市又は事業者の増加費用及び損害を負担する。
51	事業契約書	3 0	第 5 5 条	<u>5 第 2 項の瑕疵担保期間にかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由により本件事業期間内に本件施設に不具合が生じた場合には、事業者の負担により適切な措置を講じるものとする。</u> 6 市は、第 5 3 条に基づく引渡後、調理設備に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知したうえ、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。事業者は、受託者・請負人等を使用する場合、当該受託者・請負人等をして市に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償の保証のため別紙 1 1 に定める様式の「受託者・請負人等保証書」を各受託者・請負人等から徴求し、市に提出するものとする。 7 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、当該調理設備の引渡しの日から 1 年以内に行わなければならない。 8 市は、調理設備に瑕疵があることを知りながら事業者への通知を速やかに行わなかったときは、前項の規定にかかわらず、 <u>第 6 項の請求を行うことができない。</u>	(追加) <u>5</u> 市は、第 5 3 条に基づく引渡後、調理設備に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知したうえ、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。事業者は、受託者・請負人等を使用する場合、当該受託者・請負人等をして市に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償の保証のため別紙 1 1 に定める様式の「受託者・請負人等保証書」を各受託者・請負人等から徴求し、市に提出するものとする。 6 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、当該調理設備の引渡しの日から 1 年以内に行わなければならない。 7 市は、調理設備に瑕疵があることを知りながら事業者への通知を速やかに行わなかったときは、前項の規定にかかわらず、 <u>第 5 項の請求を行うことができない。</u>

52	事業契約書	4 4	第80条	4 第1項又は前項の場合、市は引渡し済部分の業務に相当するサービス購入料支払債務、当該出来形部分又は既調達部分の買受代金支払債務と第2項の違約金支払請求権又は第5項の損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権を対当額で相殺することができる。	4 第1項又は前項の場合、市は引渡し済部分の業務に相当するサービス購入料支払債務、当該出来形部分又は既調達部分の買受代金支払債務と第1項の違約金支払請求権又は第5項の損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権を対当額で相殺することができる。
53	事業契約書	4 4	第80条	5 第2項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に合理的な範囲内において損害賠償を請求することができ、第3項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。	5 第2項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、第3項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
54	事業契約書	4 4	第81条	第81条 開業準備期間に第79条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された業務に対応する別紙4-1「サービス購入料の基本的な考え方」のサービス購入料C（開業準備費一括払い）及び維持管理・運営初年度のサービス購入料D（固定料金）並びにサービス購入料E（変動料金）の合計の100分の10に消費税額及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を、違約金として市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。	第81条 開業準備期間に第79条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された業務に対応する別紙4-1「サービス購入料の基本的な考え方」のサービス購入料C（開業準備費一括払い）及び維持管理・運営初年度のサービス購入料D（固定料金）並びにサービス購入料E（変動料金）の合計の100分の10に消費税額及び地方消費税相当額を加えた金額相当額と当該額に係る消費税額及び地方消費税相当額に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。
55	事業契約書	4 5	第81条	3 市は、前2項に基づく解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設及び什器備品等の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。	3 市は、前項に基づく解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設及び什器備品等の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。
56	事業契約書	4 5	第82条	(第5項削除) 5 市は、前4項に基づく解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設及び什器備品等の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。	5 第80条（引渡し前の解除の効力等）第5項及び第6項の規定は本条の場合に適用する。 6 市は、前項に基づく解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設及び什器備品等の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

57	事業契約書	4 7	第 8 5 条	第 8 5 条 開業準備期間開始前に第 8 4 条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本件施設の出来形部分又は調達済みの什器備品等が存在する場合には、検査のうえ、検査に合格した出来形部分又は什器備品等の買受代金を事業者 ^に 第 2 項ないし第 5 項の規定に従って支払う。市は、本件施設又はその出来形及び什器備品等の所有権を、買受代金の支払完了をもって取得する。買受代金額は、市の査定額とするが、市と事業者の合意がある場合、第 8 0 条第 3 項の鑑定方式を採用することができる。 <u>ただし、この場合、鑑定方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、市の負担とする。</u>	第 8 5 条 開業準備期間開始前に第 8 4 条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本件施設の出来形部分又は調達済みの什器備品等が存在する場合には、検査のうえ、検査に合格した出来形部分又は什器備品等の買受代金を事業者 ^に 第 2 項ないし第 5 項の規定に従って支払う。市は、本件施設又はその出来形及び什器備品等の所有権を、買受代金の支払完了をもって取得する。買受代金額は、市の査定額とするが、市と事業者の合意がある場合、第 8 0 条第 3 項の鑑定方式を採用することができる。
58	事業契約書	4 8	第 8 7 条	7 第 1 項とは別に事業者に発生した増加費用又は損害については <u>第 8 5 条</u> 第 5 項の規定に従う。	7 第 1 項とは別に事業者に発生した増加費用又は損害については <u>前条</u> 第 5 項の規定に従う。
59	事業契約書	4 9	第 8 9 条第 3 項	(1) 本件施設及び本件施設に類似する施設の整備及び維持管理・運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令の変更。ただし、当該法令のうち、本件施設及び本件施設に類似する施設の整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用される法令変更を除く。	(1) 本件施設の整備及び維持管理・運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、本件施設の整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用される法令変更を除く。
60	事業契約書	5 0 5 1	第 9 4 条	(1) 本契約締結から本件施設引渡予定日の前日までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス購入料 A (施設整備費一括払い) 及びサービス購入料 B (施設整備費割賦払い) の元本額の合計の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、不可抗力により事業者が増加費用を負担し、又は損害を被ったことについて、事業者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は、市が負担すべき増加費用額及び損害額から控除する。	(1) 本契約締結から本件施設引渡予定日の前日までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス購入料 A (施設整備費一括払い)、サービス購入料 B (施設整備費割賦払い) の元本額及びサービス購入料 C (開業準備費) の合計の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、不可抗力により事業者が増加費用を負担し、又は損害を被ったことについて、事業者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は、市が負担すべき増加費用額及び損害額から控除する。

61	事業契約書	5 2	第96条	3 開業準備期間開始前に第91条又は第95条の規定により本契約が解除された場合において、事業者が施設整備業務、及び開業準備業務を終了させるために要する合理的な費用（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、及び事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。本契約においては、以下、同じ。）の取扱いについては、第90条又は第94条の規定に従う。なお、支払方法については、市が事業者と協議のうえ定める。	3 開業準備期間開始前に第91条又は第95条の規定により本契約が解除された場合において、事業者が施設整備業務、及び開業準備業務を終了させるために要する合理的な費用（合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、及び事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。本契約においては、以下、同じ。）の取扱いについては、第94条又は第98条の規定に従う。なお、支払方法については、市が事業者と協議のうえ定める。
62	事業契約書	5 2	第98条	4 維持管理・運営期間開始後に第91条又は第95条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、市又は市の指定する第三者に対する運営備品等調達業務及び維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。	4 維持管理・運営期間開始後に第92条又は第96条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、市又は市の指定する第三者に対する運営備品等調達業務及び維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。
63	事業契約書	5 5	第103条	3 前項による場合、第三者の有する著作権その他の権利の侵害に関して市が損害の賠償を行い、又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対しかかる損害及び費用（弁護士費用を含む。）の全額を補償する。第2項ただし書は、本項に準用する。	3 第三者の有する著作権その他の権利の侵害に関して市が損害の賠償を行い、又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対しかかる損害及び費用（弁護士費用を含む。）の全額を補償する。第2項ただし書は、本項に準用する。
64	事業契約書	6 1	別紙1 事業者選定手続関連	(37)「入札説明書」とは、本件事業の総合評価一般競争入札方式手続による民間事業者の選定に関し平成27年2月25日に公表された入札説明書（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。	(37)「入札説明書」とは、本件事業の総合評価一般競争入札方式手続による民間事業者の選定に関し平成27年2月25日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。
65	事業契約書	6 1	別紙1 事業者選定手続関連	(38)「入札説明書等」とは、本件事業の実施に関して市が作成し、公表又は配布した入札説明書、要求水準書、本契約（案）、基本協定書（案）、及びこれらに付随する公表資料及び配布資料、並びに川崎市の質問回答書その他の関係公表資料及び配布資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）の総称である。	(38)「入札説明書等」とは、本件事業の実施に関して市が作成し、公表又は配布した入札説明書、要求水準書、本契約（案）、基本協定書（案）、及びこれらに付随する公表資料及び配布資料、並びに川崎市の質問回答書その他の関係公表資料及び配布資料の総称である。
66	事業契約書	6 1	別紙1 施設整備(設計) 関連	(削除)	(45)「設計図書」とは、本件施設の設計図書の総称である。

67	事業契約書	6 2	別紙 1 施設整備(設計) 関連	(5 1)「設計図書」とは、本契約等に基づき、事業者が作成した基本設計図書及び実施設計図書、その他の学校給食センターについての設計に関する図書（第 2 6 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。	(5 2)「設計図書」とは、本契約等（以下に定義される。以下同じ。）に基づき、事業者が作成した基本設計図書及び実施設計図書、その他の学校給食センターについての設計に関する図書（第 2 6 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。
68	事業契約書	6 8	別紙 3	(1)施設整備期間 事業契約締結日の翌日～平成 29 年 3 月 ア) 基本設計図書の提出 (※) 平成●年●月●日 イ) 実施設計図書の提出 (※) 平成●年●月●日 ウ) 工事開始 (着工) 予定日 (※) 平成●年●月●日 エ) 竣工 (完工) 予定日 (※) 平成●年●月●日 オ) 引渡予定日 (※) 平成●年●月●日	(1)施設整備期間 事業契約締結日の翌日～平成 29 年 3 月 ア) 基本設計図書の提出 (※) 平成●年●月●日 イ) 実施設計図書の提出 (※) 平成●年●月●日 ウ) 工事開始 (着工) 予定日 (※) 平成●年●月●日 エ) 竣工 (完工) 予定日 (外構以外) (※) 平成●年●月●日 オ) 引渡予定日 (外構以外の本件施設) (※) 平成●年●月●日 カ) 竣工 (完工) 予定日 (外構) (※) 平成●年●月●日 キ) 引渡予定日 (外構) (※) 平成●年●月●日
69	事業契約書	7 4	別紙 4 - 1 (4) エ (ウ)	(ウ) 提供対象者数等の増減に関する協議 市及び事業者は、維持管理・運営期間中の各年度毎（5 月 1 日時点）の提供対象者数（上記（イ）の提供給食数の対象となる生徒等の合計数）が入札説明書別紙 1 に記載の想定提供給食数の 2 割程度増減した場合、若しくは学校等の数が増減した場合は、サービス購入料 D 及びサービス購入料 E の割合若しくはサービス購入料 D 及びサービス購入料 E（料金単価）の見直しについて協議を行うものとする。) 提供対象者数等の増減に関する協議 市及び事業者は、維持管理・運営期間中の各年度毎（5 月 1 日時点）の提供対象者数（上記（イ）の提供給食数の対象となる生徒等の合計数）が別紙 2 に記載の想定提供給食数の 2 割程度増減した場合、若しくは学校等の数が増減した場合は、サービス購入料 D 及びサービス購入料 E の割合若しくはサービス購入料 D 及びサービス購入料 E（料金単価）の見直しについて協議を行うものとする。

70	事業契約書	76	別紙4-1 3(6)イ	<p>イ 改定方法</p> <p>入札及び提案書類の受付締切日の属する月の指標値と建設工事着工日の属する月の前3ヵ月分の指標とを比較し、1.5%以上の変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことが出来る。</p> <p>(中略)</p> <p>改定を行う場合の計算方法は、建設工事業務費に対し、「<u>建設工事費デフレーター</u>（国土交通省建設統計月報）<u>工事種別：非住宅（非木造）</u>」の変動率を乗じて計算する。</p> <p>①デフレーター_n>デフレーター_rの場合</p> $P_n = P_r \times \left[\frac{\text{デフレーター}_n}{\text{デフレーター}_r} - 1.5\% \right]$ <p>②デフレーター_n<デフレーター_rの場合</p> $P_n = P_r \times \left[\frac{\text{デフレーター}_n}{\text{デフレーター}_r} + 1.5\% \right]$ <p>※上記①、②のいずれも、$\left \frac{\text{デフレーター}_n}{\text{デフレーター}_r} - 1 \right > 1.5\%$となる場合に限る。</p> <p>P_n：改定後の建設工事業務費 P_r：入札時の建設工事業務費 デフレーター_n：平成n年x月（建設工事着工日の属する月）の前3ヵ月分の指標（平均値） ※例. 着工日が平成28年5月○日の場合、平成28年5月から平成28年3月までの3ヵ月分の平均値 デフレーター_r：入札提出書類の締切日が属する月（平成27年5月）の指標</p>	<p>イ 改定方法</p> <p>入札及び提案書類の受付締切日の属する月の指標値と建設工事着工日の属する月の前3ヵ月分の指標とを比較し、1.5%以上の変動（消費税率等の税率の変更による影響を除く。）がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことが出来る。</p> <p>(中略)</p> <p>改定を行う場合の計算方法は、建設工事業務費に対し、<u>デフレーター</u>の変動率を乗じて計算する。</p> <p>①デフレーター_n/Q_n>デフレーター_r/Q_rの場合</p> $P_n = P_r \times \left[\frac{\text{デフレーター}_n / Q_n}{\text{デフレーター}_r / Q_r} - 1.5\% \right]$ <p>②デフレーター_n/Q_n<デフレーター_r/Q_rの場合</p> $P_n = P_r \times \left[\frac{\text{デフレーター}_n / Q_n}{\text{デフレーター}_r / Q_r} + 1.5\% \right]$ <p>※上記①、②のいずれも、$\left \frac{\text{デフレーター}_n / Q_n}{\text{デフレーター}_r / Q_r} - 1 \right > 1.5\%$となる場合に限る</p> <p>P_n：改定後の建設工事業務費 P_r：入札時の建設工事業務費 デフレーター_n：平成n年x月（建設工事着工日の属する月）の前3ヵ月分の指標（平均値） ※例. 着工日が平成28年5月○日の場合、平成28年5月から平成28年3月までの3ヵ月分の平均値 デフレーター_r：入札提出書類の締切日が属する月（平成27年5月）の指標 <u>Q_n：1+平成n年x月の消費税率等の税率</u> <u>Q_r：1+入札時の消費税率等の税率</u></p>
----	-------	----	----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

71	事業契約書	86	別紙5 1	書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（ <u>SXF</u> 又は <u>DXF</u> とする）を「電子納品ガイドライン（建築編・設備工事編）」（川崎市まちづくり局）に基づき提出すること。	書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（ <u>AUTO CAD</u> 、 <u>JW CAD</u> のいずれかのオリジナルデータと、 <u>DXF</u> 又は <u>SXF</u> とする）を「電子納品ガイドライン（建築編・設備工事編）」（川崎市まちづくり局）に基づき提出すること。												
72	事業契約書	88	別紙5 2	書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（ <u>SXF</u> 又は <u>DXF</u> とする）を「電子納品ガイドライン（建築編・設備工事編）」（川崎市まちづくり局）に基づき提出すること。	書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（ <u>AUTO CAD</u> 、 <u>JW CAD</u> のいずれかのオリジナルデータと、 <u>DXF</u> 又は <u>SXF</u> とする）を「電子納品ガイドライン（建築編・設備工事編）」（川崎市まちづくり局）に基づき提出すること。												
73	事業契約書	89	別紙5 3	書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（ <u>SXF</u> 又は <u>DXF</u> とする）を「電子納品ガイドライン（建築編・設備工事編）」（川崎市まちづくり局）に基づき提出すること。	書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（ <u>AUTO CAD</u> 、 <u>JW CAD</u> のいずれかのオリジナルデータと、 <u>DXF</u> 又は <u>SXF</u> とする）を「電子納品ガイドライン（建築編・設備工事編）」（川崎市まちづくり局）に基づき提出すること。												
74	事業契約書	92	別紙6 2	2 開業準備期間中及び <u>引き渡し</u> 後に付す保険	2 開業準備期間中及び <u>渡し</u> 後に付す保険												
75	事業契約書	101	別紙8 2（7）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>事業者による提出書類</th> <th>モニタリング方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政状況</td> <td>・財務書類 ・監査報告書 等</td> <td>・事業者は、事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日（第1回目は平成28年3月末日となる。）より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類（会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。）及び事業報告並びにそれらの附属明細書、<u>監査役</u>による監査報告書（会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書）及びキャッシュフロー計算書（以下総称し「財務書類等」という。）を市に提出する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象	事業者による提出書類	モニタリング方法	財政状況	・財務書類 ・監査報告書 等	・事業者は、事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日（第1回目は平成28年3月末日となる。）より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類（会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。）及び事業報告並びにそれらの附属明細書、 <u>監査役</u> による監査報告書（会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書）及びキャッシュフロー計算書（以下総称し「財務書類等」という。）を市に提出する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>事業者による提出書類</th> <th>モニタリング方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政状況</td> <td>・財務書類 ・監査報告書 等</td> <td>・事業者は、事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日（第1回目は平成28年3月末日となる。）より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類（会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。）及び事業報告並びにそれらの附属明細書、公認会計士又は監査法人による監査報告書（会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書）及びキャッシュフロー計算書（以下総称し「財務書類等」という。）を市に提出する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象	事業者による提出書類	モニタリング方法	財政状況	・財務書類 ・監査報告書 等	・事業者は、事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日（第1回目は平成28年3月末日となる。）より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類（会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。）及び事業報告並びにそれらの附属明細書、公認会計士又は監査法人による監査報告書（会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書）及びキャッシュフロー計算書（以下総称し「財務書類等」という。）を市に提出する。
対象	事業者による提出書類	モニタリング方法															
財政状況	・財務書類 ・監査報告書 等	・事業者は、事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日（第1回目は平成28年3月末日となる。）より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類（会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。）及び事業報告並びにそれらの附属明細書、 <u>監査役</u> による監査報告書（会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書）及びキャッシュフロー計算書（以下総称し「財務書類等」という。）を市に提出する。															
対象	事業者による提出書類	モニタリング方法															
財政状況	・財務書類 ・監査報告書 等	・事業者は、事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日（第1回目は平成28年3月末日となる。）より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類（会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。）及び事業報告並びにそれらの附属明細書、公認会計士又は監査法人による監査報告書（会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書）及びキャッシュフロー計算書（以下総称し「財務書類等」という。）を市に提出する。															

75	事業契約書	109	別紙10 第5条2	2 事業者は、この契約による事務を処理するために市から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。	2 事業者は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
76	事業契約書	113 114	別紙12	<p>別紙12 川崎市契約条例の遵守</p> <p>(台帳) 第1条 事業者は、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「契約条例」という。）第8条第1号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を契約条例第7条第1項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。 2 事業者は、台帳の写しを、市が指定する期日までに市に提出しなければならない。</p> <p>(周知) 第2条 事業者は、次に掲げる事項を、本事業に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。 (1) 対象労働者の範囲 (2) 契約条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額 (3) 契約条例第9条の申出をする場合の申出先 (4) 対象労働者が契約条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。</p> <p>(対象労働者からの申出への対応) 第3条 事業者は、契約条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。</p> <p>(作業報酬の支払) 第4条 事業者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては契約条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受</p>	(様式追加)

			<p>け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。</p> <p>(不利益取扱の禁止) 第5条 事業者は、対象労働者が契約条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(立入調査等) 第6条 事業者は、契約条例第10条第1項の規定による市からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。</p> <p>(是正措置) 第7条 契約条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、事業者が第1条から前条までに定める事項に違反していると市が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、事業者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市が指定する日までに市に報告しなければならない。</p> <p>(取消の特則) 第8条 市は、事業者が契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 市は、前項の取消又は命令によって事業者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。</p>	
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--